

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「要綱」という。）9条において準用する5条1項に基づく愛の手帳交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成28年12月19日付けで行った愛の手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

愛の手帳交付の可否の審査において「非該当」とする判定は、主治医の診断と大きくかけ離れており、本人や家族の状況が全く考慮されていないことから、交付に該当するとの判断を求める。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の

規定を適用し、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年7月14日	諮問
平成29年8月21日	審議（第12回第4部会）
平成29年9月26日	審議（第13回第4部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 要綱等の定め

- (1) 要綱は、要綱1条において、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付することを目的とし、要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上の場合にあっては心障センターを判定機関とし、その長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、要綱3条4項及び4条は、愛の手帳交付

申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙 1。以下「総合判定基準表」という。）及び被判定者が 18 歳以上である場合は要綱別表 4 「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18 歳以上 成人）」（別紙 2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、要綱 5 条 1 項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条 2 項は、上記により障害の度数 1 度から 4 度までに該当すると認めるときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『軽度』と判定され、またプロフィールがおおむね『4』程度のものに該当するもの」が、「4 度（軽度）」と判定され、「各種の診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるとき」が、「程度不明」に該当するとされており、最も重度である「1 度（最重度）」から最も軽度である「4 度（軽度）」までの度数及び「程度不明」のいずれにも該当しないと判定されたときが「非該当」に当たるとされている。

- (3) 要綱 1 2 条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和 42 年 3 月 20 日付 42 民児精発第 58 号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等は、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

(4) 要綱7条は、愛の手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、又は、この間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により、処分庁に更新の申請をしなければならないとしており、要綱9条は、手帳の更新について、要綱3条、5条及び6条の規定を準用するとしている。

## 2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

### (1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」については、改訂版鈴木ビネー検査による知能検査の結果、IQ85と判定されており、個別判定基準表における4度「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75」相当に至らず、「非該当」と記載されている。

イ 「知的能力」については、上記アのとおり、IQ85と判定されており、知的障害の該当域を大きく上回っていること、知能検査の内容を見ると、難易度の高い18歳以上級の問題にも正答していることから、個別判定基準表における4度「テレビ、新聞等のある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる」相当に至らず、「非該当」と記載されている。

ウ 「職業能力」については、特別支援学校の高等部を卒業してから現在まで、高齢者施設において、お茶出し、清掃等を行う一般就労（障害枠）を継続しており、月に10万円弱の給与を得ている。職場の評判も良く、本人も嫌がらずに通勤をしている。一方、一定の支援が得られる障害枠での就労であることから、個別判定基準表における「単純作業は可能で

あるが、時に助言等が必要」に相当する「4度」と記載されている。

エ 「社会性」については、上記ウのとおり、特別支援学校を卒業してから現在まで、一般就労（障害卒）を継続することができている。また、判定場面においても、入室時に丁寧に挨拶をし、明るいやあるいは多弁とはいえないものの、まじめで人の話をしっかり聞く態度が観察され、面接での集中持続は良好であった。一方、学生時代には学校外での交友はなく、現在も友人なしとのことから、完全な自立レベルとまではいえないと判断し、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能」に相当する「4度」と記載されている。

オ 「意思疎通」については、心理学的判定時の会話は、ほどほどのテンポで滞ることなく上滑りになることもなく円滑に進み、上記エのとおり、面接での集中持続も良好であった。また、知能検査においても、複雑な文章を理解し、上記イのとおり、難易度の高い18歳以上級の問題にも正答している。以上のことから、個別判定基準表における4度「日常生活（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能」相当に至らず、「非該当」と記載されている。

カ 「身体的健康」については、精神面では18歳から乱暴等のため精神科クリニックを受診し、服薬により改善している。また、身体面には特に問題は認められないことから、個別判定基準表における4度「健康であり、特に注意を必要としない」相当に至らず、「非該当」と記載されている。

キ 「日常行動」については、自閉症スペクトラムが医学判定において認められ、自閉症スペクトラムに起因する興奮等の問題はあると考えられるものの、知的障害は医学判定におい

て認められず、同障害に起因する問題行動は認められない。  
以上のことから、個別判定基準表における4度「日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない」相当に至らず、「非該当」と記載されている。

ク 「基本的生活」については、食事及び調理は、一人で用意して食べることができる。排泄、着脱衣、入浴は自立している。散髪は店を嫌うため家で行い、髭剃りや身だしなみについては声掛けを必要とする。買物は可能であるが、金銭管理は配慮が必要であり、危険物も概ね安全に使用する。公共交通機関の利用も数回の練習で可能となる。また、戸外での危険対応については、予測できない状況においても携帯電話で指示を仰ぎつつ自分で何とか対処しようとする。以上のことから、完全な自立レベルとまではいえないと判断し、個別判定基準表における「身近生活の処理が可能」に相当する「4度」と記載されている。

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目のうち3項目が「4度」、5項目が「非該当」に相当するとされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、請求人に対する面接等及び保護者（請求人の母）への聞き取り調査により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、合理性のあるものと認められ、本件判定書に記載されたプロフィールは、全体として「非該当」と判断するのが相当である。

## (2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「自閉症スペクトラム 愛の手帳にいう程の精神遅滞を認めない」と、心理学的所見欄には「CA18」、「MA13：8」、「IQ85（鈴木ビネー改訂版）」及び「会話

円滑」と、社会診断所見欄には「就労順調」と記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表における「1度（最重度）」ないし「4度（軽度）」及び「程度不明」のいずれにも当たらないことは明らかであるから、請求人の愛の手帳の度数判定は「非該当」とするのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人は、本件審査請求書において、上記（第3）のとおり主張する。

しかし、前述（1・(2)及び(3)）のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、「非該当」と判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙 1 及び別紙 2 (略)